

2014年度予算要求の回答書(その2)
今回は、1、医療・福祉の充実を ⑩～
⑳です。

⑫国に対して、国民健康保険事業への国庫負担の拡充を求めること。また、毎年度、市が要求した結果について明らかにすること。

国庫負担の拡充については、国民健康保険事業を安定的で持続可能なものとするためには不可欠であることから、機会を捉えて要望していくとともに、今後も、国・県の動向に注視し、適切な情報の提供に努めてまいります。(国保年金課)

⑬国民健康保険事業の広域化については、自治体の関与が少なくなり、市民への影響が大きいため、現行制度の存続を求めること。

臨時国会で成立した「社会保障制度改革プログラム法」において、「国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担す

るために必要な方策をとる」ことが明記されています。

保険料の賦課及び徴収、保険事業の実施等の市民に身近な業務においては、現行制度に近い運用となることが予想されることから、今後も、国及び県の動向を注視してまいります。(国保年金課)

⑭一般会計からの繰り入れを増やし、国民健康保険料を引き下げること。

国民健康保険につきましては、年々、医療費等が増加する一方、保険料については、比較的所得の低い方が多く加入されていることから、大変厳しい財政運営を余儀なくされております。今後におきましても、こうした状況が続く見込みであることから、新年度の予算編成に当たりましては、受益者負担を原則としつつ、繰入金について予算措置してまいります。(国保年金課)

⑮国民健康保険料の減免制度を拡充すること。適正な職員配置により、懇切丁寧な納付指導を行い、資格証の発行を極力抑えること。

減免制度につきましては、保険料の納付が困難となった事案に応じて適正に対処しております。制度の拡充につきましては、広く、公平に保険料を負担していただくことが原則であり、周知に努めながら、現行基準で運用してまいりたいと考えております。

(国保年金課)

⑯国民健康保険一部負担金減免制度の周知徹底を行い、状況により他制度への紹介を行うこと。

国民健康保険における一部負担金減免制度につきましては、保険証の交付時に同封する「国民健康保険ハンドブッ

ク」やホームページ等で周知を図っているとございます。

また、被保険者の状況に応じて他制度の紹介も行っております。(国保年金課)

⑰心身障害者医療費助成制度の年齢・所得制限を撤廃すること。

本市の心身障害者医療費助成制度の対象年齢及び所得制限につきましては、県と同様とするため、平成21年2月に条例改正を行ったものですが、県の重度障害者医療費助成の補助対象とならない障害程度の身体障害者手帳3級、療育手帳B1及び精神障害者保健福祉手帳1級の入院費についても、本市は独自に医療費助成を行っております。

本市といたしましては、現行の助成制度を継続してまいりたいと考えております。(障がい福祉課)

⑱障害者の雇用拡大を企業に働きかけ、法定雇用率の達成を求めること。厚木市が率先して障害者雇用の模範となるよう努めること。優良企業の顕彰を行うこと。

本市では、障がい者の生活の安定と社会的自立を促すとともに、障がい者を雇用する事業主の経費負担の軽減を図るため、一定の条件のもと当該事業主に対し、障害者雇用奨励交付金を交付し、障害者雇用の拡大に努めております。

また、本市は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が定める法定雇用率を達成しており、引き続き障害者雇用について他の模範となるように努めてまいります。

なお、障がい者の雇用拡大に係る優良企業の顕彰につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

(産業振興課、職員課)

⑲障害者就労施設等からの物品の優先調達目標を引き上げ、達成に向け努めること。物品等の市民向け宣伝、販売機会・場所の拡大など市として支援を強めること。

平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、本市におきましても「厚木市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、庁内各課等に周知するなど物品等の発注の拡大に努めております。

平成26年度の調達方針におきましては、今年度の目標額を上回るよう、引き続き、発注に努めてまいります。

また、障がい者の社会参加を促すとともに、障がいのある方への理解を深めるため、厚木地区知的障害施設連絡会が主催する「手づくり製品展示即売会」への支援のほか、例年、市役所本庁舎で開催しております「手づくり製品展示即売会」についても、今後も継続してまいります。(障がい福祉課)

⑳点字ブロックをより安全、確実な方法で設置し、さらに個所を拡大すること。

点字ブロックにつきましては、歩道の新設や交差点改良等の実施に合わせて設置しているとともに、拡大に努めているところです。

また、道路パトロール等により破損個所を発見した場合は、速やかに補修するとともに、設置要望があった際には、現地の状況を踏まえて設置をしております。(道路整備課、道路維持課)

4月の法律相談は

4月28日(月)13時～

前日迄の連絡をお願いします。



市内随所に花の名所があります。ここは古沢。菜の花と桜を愛でて、近所の人が集まります。